

## 現状と課題

- 自治体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要があるが、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定））」とされている手続のオンライン利用率は未だ低い状況。
- オンライン化を行っている手続においても、利用者のニーズを理解した上でUI/UXを検討し、サービスの価値を高めなくては、住民の利便性向上には繋がらず、また、フロント部分だけでなく、バックオフィスも含めた業務改革の取組を徹底しなければ、行政運営の簡素化・効率化の実現は困難。

## 今後の方針

- 令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定していることを踏まえ、マイナンバーカードを保有する住民が、そのメリットを最大限享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

## 総務省の取組

- 「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」（令和3年7月7日）を作成し、自治体が、「自治体DX推進計画」の内容を着実に実施できるよう、オンライン化に取り組むに当たっての手順を提示。
- 「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）を作成し、自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続に係る標準仕様書を提示。また、事業者に対しても周知を行い、システム開発について協力依頼を行っている。
- 令和2年度第3次補正により、自治体において必要となるシステム改修等の経費に係る補助金を確保。

<参考> 「デジタル基盤改革支援補助金」（令和2年度3次補正 うち行政手続のオンライン化：約250億円）

各自治体において、行政手続のオンライン手続等のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）内にデジタル基盤改革支援基金を造成し、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援。

# 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】 概要

## 1. 手順書の趣旨

- ▶「自治体DX推進計画」を踏まえ、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める必要がある。
- ▶自治体の多様な状況を踏まえつつ、オンライン化の取り組みを着実に実施できるよう、手順を提示するもの。

## 2. オンライン化の必要性、メリット

- 必要性 →令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードを様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けた取組を進め、今後、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるようにするため。
- メリット →「住民の利便性の向上」、「行政運営の簡素化・効率化」

## 取組方針、手順等

### 3. 自治体における行政手続のオンライン化の取組方針

#### 【特に国民の利便性向上に資する手続(31手続)】

##### ○うち子育て関係・介護関係の26手続(市町村関係手続)

→原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討（標準的なシステム構成例を参照）。

##### ○うち罹災証明書の発行手続(市町村関係手続)

→①内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムを導入、又は  
②子育て関係・介護関係の26手続と同様の方法でオンライン化を検討

##### ○うち自動車保有関係手続(都道府県関係手続)

→警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン化を検討。

#### 【転出・転入予約(市町村関係手続)】

→転出・転入手続のワンストップ化推進のため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討（標準的なシステム構成例を参照）。

#### 【その他の手続】

○マイナポータルを利用することを推奨するが、それ以外の方法によるオンライン化を妨げない。ただし、基幹系17業務に係る手続については、標準化を見据えて留意が必要。

#### 具体的な進め方

### 4. 自治体における作業手順

#### ～導入ステップ～

- 推進体制の構築
- オンライン化に取組む手続の検討
- 関係規定等の検討・整備
- 調達仕様作成、予算要求
- サービスの導入、運用

※運用開始後も、住民サービス向上のため、UI/UXを常に見直す必要がある。

### 5. 標準的なシステム構成例(自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続)

- マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう、マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存住基システム等の改修を行うことにより、オンライン手続の受付体制を整備することが必要。
- よりスムーズに手続を受け付けることを可能とし、行政運営の簡素化・効率化に資するよう、手続の処理件数等を勘案した上で、申請管理システムと基幹システムとの接続を行い、エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させることを積極的に検討する。

### 6. 国の主な支援策等

- マイナポータルに関する国の取組（全自治体接続基盤の構築、UI/UX改善、ぴったりサービス申請APIの提供等）
- 財政支援（デジタル基盤改革支援補助金、特別交付税措置）

# 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書 概要

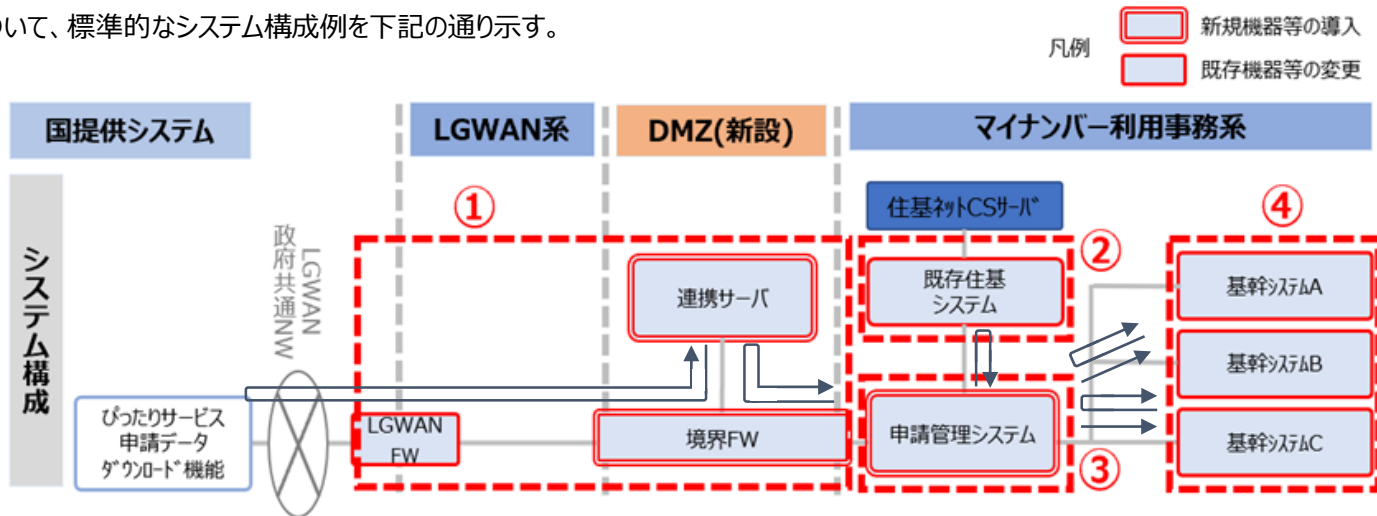
## 1. 仕様書の目的

▶ 令和2年12月の「地方団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定においてマイナンバー利用事務系の分離の見直しを行ったことを受け、申請データの連携プロセスを一元化でき、コストや効率の改善が期待される「申請管理システム」を構築すること等を踏まえた、自治体の基幹システムとびったりサービスとのエンドトゥエンド接続に係る標準仕様書を提供することにより、自治体の行政手続のオンライン化を推進するもの。

## 2. 3. 標準的なシステム構成例、技術的要件整理

○ びったりサービス申請データの自治体への連携について、標準的なシステム構成例を下記の通り示す。

- システム構成
- ①ネットワーク等の整備
    - ①-1 境界FWの設置
    - ①-2 LGWAN-FW等の設定
    - ①-3 連携サーバの新規導入
  - ②既存住基システム等の改修
    - ②-1 シリアル番号の紐付情報管理
    - ②-2 番号付き紐付情報の提供機能
  - ③申請管理システムの新規導入
    - ③-1 申請データの取り込み
    - ③-2 申請データのデータベース格納
    - ③-3 シリアル番号による申請者特定
    - ③-4 申請内容照会とステータス管理
    - ③-5 基幹システムと申請データ連携
  - ④基幹システムの改修
    - 申請管理システムから申請データを取り込むための改修



○ 申請管理システムから基幹システムへの申請データの連携方式は、以下の4方式から決定する。

方式の内容		基幹システムの改修の要否
方式1	申請内容照会画面からの転記	不要
方式2	RPA等簡易ツールの利用	不要
方式3	入力画面に取込機能実装	必要
方式4	一括取込機能の実装	必要

## 4. 【付録1】申請受付事務フローの整理

▶ 行政手続のオンライン化に当たっては、自治体において、オンライン化前後の申請受付事務フローを整理する必要がある。自治体の事務の参考とするため、自治体DX推進計画に記載の「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、子育て・介護関係の26手続について、オンライン化前後の申請受付事務フロー例を整理し、提供する。

## 5. 【付録2】申請管理システムと基幹システムとの連携方法の検討について

▶ 申請管理システムから基幹システムへの申請データの最適な連携方式を判断するに当たっては、自治体ごとの事情を総合的に勘案することにより決定すべきである。自治体における事務の参考とするため、手続の処理件数や基幹システムの改修費用等を踏まえた費用対効果や、手続の特性に応じた最適な連携方式を判断するための検証方法の例について、ポイントを整理し、提供する。